

【表紙】

【提出書類】	訂正発行登録書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	2018年 6月22日
【会社名】	シャープ株式会社
【英訳名】	Sharp Corporation
【代表者の役職氏名】	取締役会長兼社長 戴 正 呉
【本店の所在の場所】	堺市堺区匠町 1 番地
【電話番号】	(072)282-1221
【事務連絡者氏名】	管理統轄本部 管理本部 財務部長 磯 部 善 信
【最寄りの連絡場所】	堺市堺区匠町 1 番地
【電話番号】	(072)282-1221
【事務連絡者氏名】	管理統轄本部 管理本部 財務部長 磯 部 善 信
【発行登録の対象とした募集有価証券の種類】	新株予約権証券
【発行登録書の提出日】	2018年 5月11日
【発行登録書の効力発生日】	2018年 6月 2 日
【発行登録書の有効期限】	2020年 6月 1 日
【発行登録番号】	30-関東 1
【発行予定額又は発行残高の上限】	発行予定額 0円 (注) 1 6,000,000,000円 (注) 2 (注) 1 新株予約権証券の発行価額の総額です。 (注) 2 新株予約権証券の発行価額の総額に新株予約権の行使に際して払い込むべき金額の合計額を合算した金額の上限額です。
【発行可能額】	0円 (注) 1 6,000,000,000円 (注) 2 (注) 1 新株予約権証券の発行価額の総額です。 (注) 2 新株予約権証券の発行価額の総額に新株予約権の行使に際して払い込むべき金額の合計額を合算した金額の上限額です。
【効力停止期間】	該当なし。
【提出理由】	本訂正発行登録書は、発行登録書の参照書類を訂正するために提出されるものです。(訂正内容については、以下を参照ください。)
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町 2 番 1 号)

## 【訂正内容】

発行登録書の「第二部 参照情報 第1 参照書類」を以下のように訂正します。

会社の概況及び事業の概況等金融商品取引法第5条第1項第2号に掲げる事項については、以下に掲げる書類を参照すること。

(訂正前)

### 1【有価証券報告書及びその添付書類】

事業年度 第123期(自2016年4月1日 至2017年3月31日) 2017年6月21日関東財務局長に提出  
事業年度 第124期(自2017年4月1日 至2018年3月31日) 2018年7月2日までに関東財務局長に提出予定  
事業年度 第125期(自2018年4月1日 至2019年3月31日) 2019年7月1日までに関東財務局長に提出予定

### 2【四半期報告書又は半期報告書】

事業年度 第124期第1四半期(自2017年4月1日 至2017年6月30日) 2017年8月9日関東財務局長に提出  
事業年度 第124期第2四半期(自2017年7月1日 至2017年9月30日) 2017年11月14日関東財務局長に提出  
事業年度 第124期第3四半期(自2017年10月1日 至2017年12月31日) 2018年2月13日関東財務局長に提出  
事業年度 第125期第1四半期(自2018年4月1日 至2018年6月30日) 2018年8月14日までに関東財務局長に提出予定  
事業年度 第125期第2四半期(自2018年7月1日 至2018年9月30日) 2018年11月14日までに関東財務局長に提出予定  
事業年度 第125期第3四半期(自2018年10月1日 至2018年12月31日) 2019年2月14日までに関東財務局長に提出予定  
事業年度 第126期第1四半期(自2019年4月1日 至2019年6月30日) 2019年8月14日までに関東財務局長に提出予定  
事業年度 第126期第2四半期(自2019年7月1日 至2019年9月30日) 2019年11月14日までに関東財務局長に提出予定  
事業年度 第126期第3四半期(自2019年10月1日 至2019年12月31日) 2020年2月14日までに関東財務局長に提出予定

### 3【臨時報告書】

1の有価証券報告書提出後、本発行登録書提出日(2018年5月11日)までに、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づく臨時報告書を2017年6月29日に関東財務局長に提出

1の有価証券報告書提出後、本発行登録書提出日(2018年5月11日)までに、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第3号の規定に基づく臨時報告書を2017年7月28日に関東財務局長に提出

1の有価証券報告書提出後、本発行登録書提出日(2018年5月11日)までに、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第3号の規定に基づく臨時報告書を2017年11月8日に関東財務局長に提出

1の有価証券報告書提出後、本発行登録書提出日(2018年5月11日)までに、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第3号の規定に基づく臨時報告書を2017年12月22日に関東財務局長に提出

1の有価証券報告書提出後、本発行登録書提出日(2018年5月11日)までに、金融商品取引法第24条の5第4項並びに企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第7号の規定に基づく臨時報告書を2017年12月26日に関東財務局長に提出

1の有価証券報告書提出後、本発行登録書提出日(2018年5月11日)までに、金融商品取引法第24条の5第4項並びに企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第3号の規定に基づく臨時報告書を2018年5月11日に関東財務局長に提出

1の有価証券報告書提出後、本訂正発行登録書提出日（2018年6月5日）までに、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第3号の規定に基づく臨時報告書を2018年6月5日に関東財務局長に提出

#### 4【訂正報告書】

該当事項はありません。

（訂正後）

##### 1【有価証券報告書及びその添付書類】

事業年度 第124期（自2017年4月1日 至2018年3月31日） 2018年6月21日に関東財務局長に提出

事業年度 第125期（自2018年4月1日 至2019年3月31日） 2019年7月1日までに関東財務局長に提出予定

##### 2【四半期報告書又は半期報告書】

事業年度 第125期第1四半期（自2018年4月1日 至2018年6月30日） 2018年8月14日までに関東財務局長に提出予定

事業年度 第125期第2四半期（自2018年7月1日 至2018年9月30日） 2018年11月14日までに関東財務局長に提出予定

事業年度 第125期第3四半期（自2018年10月1日 至2018年12月31日） 2019年2月14日までに関東財務局長に提出予定

事業年度 第126期第1四半期（自2019年4月1日 至2019年6月30日） 2019年8月14日までに関東財務局長に提出予定

事業年度 第126期第2四半期（自2019年7月1日 至2019年9月30日） 2019年11月14日までに関東財務局長に提出予定

事業年度 第126期第3四半期（自2019年10月1日 至2019年12月31日） 2020年2月14日までに関東財務局長に提出予定

##### 3【臨時報告書】

1の有価証券報告書提出後、本訂正発行登録書提出日（2018年6月22日）までに、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づく臨時報告書を2018年6月22日に関東財務局長に提出

1の有価証券報告書提出後、本訂正発行登録書提出日（2018年6月22日）までに、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第1号の規定に基づく臨時報告書を2018年6月22日に関東財務局長に提出

（注）なお、発行価格等決定日に上記3の企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第1号の規定に基づく臨時報告書の訂正報告書が関東財務局長に提出されます。